

鳥取市補助金カルテ

NO.	346	担当課	青谷町総合支所地域振興課	外線	0857-30-8692
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	青谷オープン卓球大会補助金				
概要	青谷オープン卓球実行委員会が実施する「青谷オープン卓球大会」の開催費補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2403）魅力ある中山間地域の振興				
創設年度	H27	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	企画費
歳出事業名	青谷オープン卓球大会補助金				
R7予算	400千円				
R7予算 積算根拠	640千円（大会経費）－240千円（補助金以外の収入）			過去実績	件数 決算額 (千円)
				R6 (見込)	1 400
				R5	1 400
				R4	1 3
				R3	1 2
補助率・補助額	10分の10（千円未満端数切り捨て）			上限額	設定なし
特定財源	なし（一般財源、基金繰入のみ）				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	青谷オープン卓球実行委員会				
交付要件	青谷オープン卓球大会を運営する実行委員会				
対象経費	運営に要する経費のうち、協賛金、負担金等の特定財源により充当されるもの及び食糧費を控除したもの				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	62.5%
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	×
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				5
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	効果目標の設定、補助率・補助金額を精査し、補助上限を設定、事務局の移行
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上であり、特定団体への同額交付が複数年続いている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	347	担当課	青谷町総合支所地域振興課	外線	0857-30-8692
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	青谷地域活性化推進事業補助金				
概要	青谷の自然、歴史文化などの魅力を次代に継承すべく、様々な活動に取り組んでいる個々のまちづくり団体の活動母体となる組織「青谷地域づくり連絡協議会」に対して補助する。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2403）魅力ある中山間地域の振興				
創設年度	H19	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	企画費			
歳出事業名	青谷地域活性化推進事業費							
R 7 予算	1,130千円			過去実績	件数	決算額 (千円)		
R 7 予算 積算根拠	対象経費 1,194千円－64千円（補助金以外の収入）			R 6 (見込)	1	1,130		
				R 5	1	1,117		
				R 4	1	1,119		
				R 3	1	789		
				補助率・補助額			10分の10（予算の範囲内）	
補助率・補助額			10分の10（予算の範囲内）			上限額	1,130千円	
特定財源	なし（一般財源、基金繰入のみ）							

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	青谷地域づくり連絡協議会				
交付要件	交付対象は青谷地域づくり連絡協議会とする。				
対象経費	講師等専門家への謝金、旅費交通費、需用費（食糧費を除く）、役務費、委託料、会場等借上料、原材料購入費、備品購入費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6, 2-7 青谷地域活性化を推進するために欠かせない事業であり、事業主体は独自の財源を持たないため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上である。

鳥取市補助金カルテ

NO.	348	担当課	青谷町総合支所地域振興課	外線	0857-30-8692
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	青谷地域にぎわい創出事業補助金				
概要	青谷地域にぎわい創出実行委員会が行う、因州和紙の伝承やPR、まちなか周遊、青谷上寺地遺跡を活用した情報発信などの活動に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2403）魅力ある中山間地域の振興				
創設年度	H28	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費	
歳出事業名	青谷地域にぎわい創出事業補助金					
R7予算	2,850千円					
R7予算 積算根拠	対象経費 2,865千円（青谷因州和紙産地強化事業、青谷ようこそ市場事業、青谷上寺地遺跡利活用推進事業）-15千円（補助金以外の収入）			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1	2,737
				R5	1	2,485
				R4	1	1,969
				R3	1	888
補助率・補助額	10分の10（予算の範囲内）			上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源、基金繰入のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	青谷地域にぎわい創出実行委員会
交付要件	交付対象は青谷地域にぎわい創出実行委員会とする。
対象経費	補助対象事業の実施に要する経費の額（協賛金、負担金等の特定財源により充当されるもの及び食糧費の額を控除したもの。）
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				2
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6, 2-7 青谷地域のにぎわいを創出するために欠かせない事業であり、事業主体は独自の財源を持たないため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上である。

鳥取市補助金カルテ

NO.	349	担当課	青谷町総合支所地域振興課	外線	0857-30-8692
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	青谷ようこそ夏まつり事業補助金				
概要	鳥取市西商工会が実施する「青谷ようこそ夏まつり」の開催費補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2403）魅力ある中山間地域の振興				
創設年度	H28	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費	
歳出事業名	青谷ようこそ夏まつり事業費					
R7予算	950千円					
R7予算 積算根拠	対象経費 2,704千円（事業費）－1,754千円(補助金以外の収入等)			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1	950
				R5	1	950
				R4	0	0
				R3	0	0
補助率・補助額	10分の10（予算の範囲内）			上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市西商工会
交付要件	交付対象は鳥取市西商工会とする。
対象経費	報償費、会場整備費、広告宣伝費、役務費、消耗品費、委託費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				4
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上であり、上限額の設定がない。

鳥取市補助金カルテ

NO.	350	担当課	青谷町総合支所地域振興課	外線	0857-30-8692
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	西いなば観光キャンペーン事業補助金				
概要	鳥取市西商工会等が行う、鳥取市西部地域の風土資産等を活用した観光振興を目的に行うキャンペーン事業に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2403）魅力ある中山間地域の振興				
創設年度	H28	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費	
歳出事業名	観光イベント開催補助金（観光キャンペーン事業分）					
R7予算	200千円					
R7予算 積算根拠	対象経費 600千円×10/10(上限額200千円)			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1	197
				R5	1	198
				R4	1	171
				R3	1	200
補助率・補助額	10分の10（予算の範囲内）			上限額	200千円	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市西商工会又はその内部団体
交付要件	交付対象事業は、西いなば地域（鳥取市西部地域）の風土資産等を活用し、観光振興を目的に行うキャンペーン事業とする。
対象経費	報償費、広告宣伝費、消耗品費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6, 2-7 上限額を20万円としている。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	特定団体への交付が複数年続いている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	351	担当課	青谷町総合支所地域振興課	外線	0857-30-8692
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市青谷上寺地遺跡地域学習環境整備補助金				
概要	県外出身で市内に居住し、県立青谷高等学校で青谷上寺地遺跡に係る学習を履修する生徒の保護者に対し支援金を交付。				
補助金区分	個人に対する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2403）魅力ある中山間地域の振興				
創設年度	R5	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	企画費	
歳出事業名	青谷上寺地遺跡地域利活用運営事業費					
R 7 予算	240千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 7 予算 積算根拠	10千円×12月×2人			R 6 (見込)	1	120
				R 5	0	0
				R 4	0	0
				R 3	0	0
				補助率・補助額		
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	生徒の保護者又は主たる生計維持者
交付要件	鳥取県立青谷高等学校に在学する鳥取県外出身の生徒で、次のすべてに該当する者の保護者又は主たる生計維持者。 1) 鳥取市内に居住し通学する者 2) 在学中に青谷上寺地遺跡に係る学習を継続して履修し、1年次「産業社会と人間」、2年次「青谷学Ⅰ」、3年次「青谷学Ⅱ」の文学歴史グループ又は「弥生文化探究」のいずれか又は両方を履修する者
対象経費	下宿する場合の生活費
精算方法	年3回の支払ごとに実績を確認するため、精算しない。
実績確認	校長・下宿責任者による確認署名による申請・請求内訳書

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	×
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				3
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-3 生徒の履修確認を学校から取っているため。 2-6, 2-7 入学後3年間の生活に係る経費のうち、月額定額を支援するものであるため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-